

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業量の見込み

市は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

市は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

【子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係】

(1) 利用者支援（新規）【区域：全域】

子どもや保護者が保育園、幼稚園での学校教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■今後の方向性

関係機関（子ども課、子育て支援センター、保育園、幼稚園、保健師など）の連携体制をさらに強化したうえで、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談や必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業【区域：全域】

子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。

■現在の実施状況・課題

小出子育て支援センターでは、月曜日から金曜日の9時から16時までと毎月第1・第2土曜日の9時から11時30分の自由開放、守門健康センターと入広瀬保健センターでそれぞれ年間10回の出張広場（10時から11時30分）、各保育園等で年間1回から10回程度の園開放事業を実施しています。

堀之内子育て支援センターは平成26年度末で廃止の予定ですが、堀之内地域での自由開放事業の継続を検討しています。

子育てをする方が、安心感を持って利用できるように、事業内容をわかりや

すく広報する必要があります。また、身近な場所での相談体制の充実と気軽に参加できる環境の整備が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後は、小出子育て支援センターの機能強化を進めながら、小出以外の地域については、地域に密着した保育園・幼稚園などで、子育て支援・親支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

○目標事業量（年間総利用者数）

小出子育て支援センター	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	17,000人	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人
②確保の内容	17,000人	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】 H24年度 22,281人、H25年度 20,430人

(3) 妊婦健診【区域：全域】

妊娠・出産期から子育てまでの途切れない支援に配慮することが重要であり、妊婦の健康診査を始め、母子保健施策等を推進することが必要となります。

■現在の実施状況・課題

母子健康手帳の交付から妊娠・出産・育児まで途切れない支援を関係機関と連携し、行なっています。

妊婦健診では、健診診査費用の一部を助成することで、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように健康状態を定期的を確認し、様々な不安の相談に応じています。公費負担として、妊婦健康診査14回実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

県下統一した内容で健診助成を1人あたり、14回分実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠や子育ての不安解消に努めます。

定期受診がない妊婦も見受けられることから、医療機関と協力し、受診の勧奨と妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

○目標事業量

母子健康手帳交付数	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
① 量の見込み	230人	230人	220人	220人	210人
② 確保の内容	230人	230人	220人	220人	210人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

▽母子手帳交付数（実績）

H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
280	256	273	265	235	230

（４）乳児家庭全戸訪問事業【区域：全域】

児童虐待を未然に防ぐことを念頭に置き、乳児のいる家庭を訪問し、情報を提供することで母子の孤立化を防ぎ、適切な支援につなげていきます。

訪問スタッフ、保健師等が、生後4か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等をして、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

■現在の実施状況・課題

平成25年度の訪問実施率は、97.1%です。未訪問の家庭は、長期里帰り者が殆どであり、訪問しない場合は必ず連絡をとり、状況を確認しています。

訪問した際の相談内容が多様化しているため、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行ない、スキルアップを図ります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、生後4か月までの乳児のいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

○目標事業量

訪問実施数	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	230人	220人	220人	210人	200人
②確保の内容	230人	220人	220人	210人	200人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

▽訪問実施（実績）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
出生数（暦年）	269	266	251	251	245	240
対象者数（年度）	220	251	263	233	242	240
訪問数（年度）	212	242	252	231	235	

（5）養育支援訪問事業【区域：全域】

児童虐待を未然に防ぐことを念頭に置き、養育に関する支援が特に必要な家庭に対し保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して、必要な支援を行なっています。

■現在の実施状況・課題

継続的な支援が必要なことから特定妊婦の把握に努めています。その上で、関係機関が連携して当該家庭に支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、養育支援の必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を実施し、関係機関と連携し、個々の家庭の抱える養育上の問題を解決するよう、継続的に支援しています。

関係機関の中で対象となる家庭について具体的な基準を明確にすることが課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、途切れなく、適切な支援が引き続き行われるよう、関係機関と情報の共有を行い、更に連携を密接にするように努めます。また、妊娠期からの支援についても、安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。

○目標事業量

養育支援訪問 事業実施件数	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	5件	5件	5件	5件	5件
②確保の内容	5件	5件	5件	5件	5件
②-①	0件	0件	0件	0件	0件

養育支援訪問事業実施件数（年度、件）※25年度は8月現在

	H21	H22	H23	H24	H25
養育支援訪 問実施件数	0	6	1	2	2

（6）子育て短期支援事業【区域：全域】

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

本事業については、現時点において県内で実施している施設はありません。

■今後の方向性

現時点ではニーズがなく、本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のニーズを把握する中で、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め、検討していきます。

（7）ファミリー・サポート・センター事業【区域：全域】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施し

ています。

■現在の実施状況・課題

平成 25 年度の実績は、提供会員 5 人、依頼会員 8 人、利用回数は 12 回でした。他市の状況を見ると、利用者の多くは園や小学校・塾等の送迎が占めています。本市の場合は、市域が広いことから通園のバスやスクールバスが整備されており送迎のニーズが少ないことが考えられます。また、一時保育や延長保育、学童保育等も実施しており、保護者が様々な事業を選んで利用していることも利用者が少ない要因と考えられます。

さらに、依頼会員の登録動機についても祖父母や友人等の協力が得られない場合の保険的な登録が多く、継続して登録していても利用実績が無い会員が多いという実態があります。また、援助を受けたくても、事業を知らないために利用できていない市民もいる可能性があります。

■今後の方向性・目標事業量

事業内容についての効果的な PR 方法を検討しながら、年度ごとに提供会員の確保に努め、依頼会員の増加に努めます。

また、提供会員については、様々な預かりに対応できるように、研修の充実によりスキルの向上に努めます。

○目標事業量 ※ここでは、小学生を対象とした数字を掲載します。

	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①量の見込み	4 人	4 人	5 人	5 人	5 人
	10 人	11 人	11 人	12 人	13 人
②確保の内容	4 人	4 人	5 人	5 人	5 人
	10 人	11 人	11 人	12 人	13 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※上段：依頼会員数、下段：援助会員数。

(8) 一時預かり【区域：全域】

保護者のパートタイム就労や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です

(ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター(就学前児童対象分)、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象とされています。)

■現在の実施状況・課題

現在、市内の全保育園で一時預かり事業を、全幼稚園で預かり保育事業を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業は実施しているものの、前述のとおり利用実績は少ない状況です。

堀之内子育て支援センターでの一時預かりは、平成27年度の施設廃止に伴い、各保育園へ機能を移転する予定です。

一時預かり事業の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう、今後も、保護者のパートタイム就労、疾病や心理的・肉体的ストレス解消などにより保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。

○目標事業量

【保育園】

(年間延べ利用人数)

一時預かり事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
参考:国の算出方法による数値	1,282人	1,245人	1,207人	1,170人	1,133人
①量の見込み	720人	655人	609人	559人	523人
②確保の内容	720人	655人	609人	559人	523人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】H24年度 580人(保育園 234人 子育て支援センター 346人)

H25年度 707人(保育園 299人 子育て支援センター 408人)

※ 国の算出方法では、実績と乖離があるため、利用日数平均に、教育・保育施設を利用しない0～2歳時の人口推計を乗じて見込みを算出。

【幼稚園（在園児対応）】

（年間延べ利用人数）

預かり保育事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
参考:国の算出方法による数値	21,625人	20,965人	20,362人	19,729人	18,438人
①量の見込み	7,105人	6,860人	6,685人	6,475人	6,300人
②確保の内容	7,105人	6,860人	6,685人	6,475人	6,300人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】 H24年度 2,996人

H25年度 3,490人

※ 国の算出方法では、実績と乖離があるため、1人平均の年間利用実績を1号認定見込み数に乗じて見込みを算出

【ファミリー・サポート・センター】

※ここでは、就学前児童を対象とした数字を掲載します。

ファミリー・サポート・センター	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	5人	6人	8人	8人	8人
	10人	11人	11人	12人	13人
②確保の内容	5人	6人	8人	8人	8人
	10人	11人	11人	12人	13人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：援助会員数。

(9) 延長保育事業【区域：全域】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

市内の全保育園で実施しています。平成 22 年度から 25 年度までの平均利用実人数は約 440 人です。

通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保護者の就労状況に応じたニーズに対応可能な開設時間や保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。

○目標事業量

(実人数)

延長保育事業	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
参考:国の算出方法による数値	83 人	80 人	78 人	76 人	73 人
①量の見込み	431 人	422 人	413 人	404 人	395 人
②確保の内容	431 人	422 人	413 人	404 人	395 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】 H24 年度 510 人

H25 年度 435 人

※ 国の算出方法では、実績と乖離があるため、平均利用実績に 2 号・3 号認定見込みの推移率を乗じて見込みを算出

(10) 病児・病後児保育事業【区域：全域】

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

現在は、病後児保育を堀之内子育て支援センターで実施していますが、利用者の減少と固定化が見られます。新小出病院の整備に合わせて、病後児保育のほかに病児保育にも対象を広げることが可能かどうかを含め、医療機関と連携しながら実施方法を検討する必要があります。

病氣中に一時的に預かる病児保育については、現在、本市では実施していません。

■今後の方向性・目標事業量

現在、病後児保育を実施している堀之内子育て支援センターの廃止に伴い、平成27年度から実施場所を小出子育て支援センターに移転し、その後、平成28年度から新小出病院内で病児保育3床、病後児保育3床開設について検討する予定です。これに伴い子育て支援センターで実施している病後児保育は廃止する予定です。新体制にあたっては保護者への制度の周知に努めます。

○目標事業量

病児保育事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②確保の内容	(0か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②-①	▲3人	0人	0人	0人	0人

病後児保育事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	定員2人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②確保の内容	定員2人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(11) 放課後児童クラブ【区域：全域】

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

■現在の実施状況・課題

平成26年度においては、9小学校区で10のクラブ（公立9クラブ、私立1クラブ）を開設し、338人の児童（入所者のみ。長期利用者、一時利用者は除く）が利用しています。

施設面では、堀之内放課後児童クラブ、入広瀬放課後児童クラブが老朽化の進んでいる施設で開設しているほか、広神西よつばクラブが広神西小学校からの距離が1.5kmほどあることなどの課題があります。

運営面では、非常勤職員等が指導員として従事しており長期的、安定的な人材の確保が難しいこと、夏休みの児童数の増加に伴う職員の確保が難しいこと、近年特別な支援が必要な児童の入所が増加傾向にあり指導員が日々の指導に困難を感じていることなどの課題が生じています。

また、現在開設している児童クラブの多くを市が運営していますが、開設時間の延長や食事の提供などの柔軟な施設運営が期待される民営化についても検討を行っていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

市全体としては、平成27年度から小学校6年生までが対象となることから一時的に需要が増加するため、新たな施設の確保や施設の改修による定員増により量の確保に努める必要があります。

一方、地域別に見ると、量の見込みと確保において差が生じていることから、地域別で量の見込みと確保の方策について検討する必要もあります。

また、小学校6年生までの受入拡大とあわせて、保育の質の向上や保護者との相談や連絡などの際のコミュニケーション能力の向上を目指し職員に対する研修機会の充実を図ります。

①堀之内地域（堀之内放課後児童クラブ）

堀之内放課後児童クラブは、堀之内小学校区と宇賀地小学校区を対象区域としています。

平成26年度に堀之内小学校敷地内に学校給食調理場との合築により新たな施設を建設しており、平成27年度中に移転する予定です。これにより定員をこれまでの60人から65人へと5人増員する予定ですが、平成27年度から小学校6年生までが対象となることから需要が増加し、新たな定員に

についても超過する見込みです。そのため、新たな施設について設計変更を行うことで更に定員を増加するほか、現在使用していない公共施設で新たな児童クラブを開設することで量を確保します。また、クラブの規模が40人を超えていることから、施設内で保育の集団を複数に分割します。

②小出地域（小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、伊米ヶ崎放課後児童クラブ）

小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブは、小出小学校区を対象区域としており、伊米ヶ崎放課後児童クラブは伊米ヶ崎小学校を対象区域としています。

平成27年度から小学校6年生までが対象となることから一時的に需要が増加しますが、定員内に収まっていることから、継続して実施します。

伊米ヶ崎放課後児童クラブについては、伊米ヶ崎保育園内で実施しているものの近年徐々に利用者数が増加していることから、他の公共施設での実施を検討します。

③湯之谷地域（湯之谷放課後児童クラブ）

湯之谷放課後児童クラブは、井口小学校を対象区域としています。

平成27年度から小学校6年生までが対象となることから一時的に需要がやや超過する見込みです。そのため、施設の改修を実施して定員を増加することで量を確保します。

また、規模が40人を超えていることから、施設内で保育の集団を複数に分割します。

なお、井口小学校が平成28年度に移転、改築を予定しており、現在の施設まで約1kmの距離が生じることとなります。

④広神地域（広神東よつばクラブ、広神西よつばクラブ）

広神東よつばクラブは、広神東小学校を対象区域としており、広神西よつばクラブは、広神西小学校を対象区域としています。

広神地域の放課後児童クラブは、平成21年度に小学校区にあわせて分割したところですが、平成27年度から小学校6年生までが対象となることから需要が増加し、定員を大きく超過する見込みです。そのため、施設の改修を実施して定員を増加することで量を確保します。

⑤守門地域（守門きのめクラブ）

守門きのめクラブは、須原小学校を対象区域としています。

平成27年度から小学校6年生までが対象となることで定員の超過が想定されるため、施設を改修して定員を増加することで量を確保します。

⑥入広瀬地域（入広瀬放課後児童クラブ）

入広瀬放課後児童クラブは、入広瀬小学校を対象区域としています。

平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることから一時的に需要が増加しますが、定員内に収まっていることから、継続して実施します。

なお、入広瀬放課後児童クラブが開設している入広瀬こどもの家が老朽化していることから、平成 27 年度に入広瀬庁舎 3 階への機能移転を予定しています。

○目標事業量

	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	備考
児童数(推計)	-	-	1,817	1,822	1,767	1,713	1,661	1,608	
うち低学年	-	-	857	849	823	798	774	749	
うち高学年	-	-	960	973	944	915	887	859	
①見込み量(低学年)	266	293	290	315	305	296	287	278	
週 1 回の利用児童 の減数補正	-	-	-	△ 9	△ 9	△ 8	△ 8	△ 8	
週 2 回の利用児童 の減数補正	-	-	-	△ 18	△ 17	△ 17	△ 16	△ 16	
週 3 回の利用児童 の減数補正	-	-	-	△ 12	△ 11	△ 11	△ 11	△ 10	
補正後 ①見込み量(低学年)	-	-	-	277	268	260	252	244	
①見込み量(高学年)	49	37	48	171	165	160	156	150	
週 1 回の利用児童 の減数補正	-	-	-	△ 9	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	
週 2 回の利用児童 の減数補正	-	-	-	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	
週 3 回の利用児童 の減数補正	-	-	-	△ 13	△ 12	△ 12	△ 12	△ 11	
補正後 ①見込み量(高学年)	-	-	-	143	138	134	131	125	
①合計	315	330	338	420	406	394	382	370	
②確保の内容	370	370	370	420	420	420	420	420	
②-①	55	40	32	0	14	26	38	50	

※平成 24 年度から平成 26 年度の実績欄の数字は、入所として登録している児童の実数であり、利用日数による減数補正等は行っていません。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する子どもが、保育園・幼稚園等を利用する場合に、文房具等必要な物品を購入する費用を助成する事業です。

※詳細については、現時点、国で検討中

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

※詳細については、現時点、国で検討中